

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		氏名又は名称				
項 目		税 率 3 % 適用 分 A	税 率 4 % 適用 分 B	税 率 6.3 % 適用 分 C		
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	円	円	円 ※付表2-1の①X欄へ		
免 税 売 上 額	②					
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤					
非 課 税 売 上 額	⑥					
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦					
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧					
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み)	⑨					
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	(⑨×3/103)	(⑨×4/105)	(⑨×6.3/108) ※付表2-1の⑩X欄へ		
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑪	※⑨及び⑩欄は、譲後売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑫		(⑪×6.3/100)	※付表2-1の⑪X欄へ		
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬			※付表2-1の⑫X欄へ		
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な つ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑭			※付表2-1の⑬X欄へ		
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑪+⑫±⑬)	⑮			※付表2-1の⑯X欄へ		
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)	⑯					
課 5 課 95 税 億 税 % 壳 未 売 円 上 満 超 方 式 高 又 合 場 控 の 除 調 税 領 整 差 引 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の 個 別 对 忔 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑯+(⑯×④/⑦)) 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯×④/⑦) 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 贸 贷 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がプラスの時 控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がマイナスの時 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	⑰ ⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の 個 別 对 忢 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑯+(⑯×④/⑦)) 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯×④/⑦) 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 贸 贷 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がプラスの時 控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がマイナスの時 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	⑰ ⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の 個 別 对 忢 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑯+(⑯×④/⑦)) 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯×④/⑦) 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 贸 贷 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がプラスの時 控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がマイナスの時 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	⑰ ⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の 個 別 对 忢 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑯+(⑯×④/⑦)) 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯×④/⑦) 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 贸 贷 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がプラスの時 控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がマイナスの時 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	⑰ ⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の 個 別 对 忢 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑯+(⑯×④/⑦)) 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯×④/⑦) 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 贸 贷 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がプラスの時 控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がマイナスの時 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	⑰ ⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の 個 別 对 忢 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑯+(⑯×④/⑦)) 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯×④/⑦) 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 贸 贷 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がプラスの時 控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯]がマイナスの時 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該行表を作成してから付表2-1を作成する。

3 ④、⑦及び⑧のX欄には、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。

4 ③及び⑨欄には、仕引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

【No.102】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。